

一、 簿の綴籍第一号を替へ其の換金三十五銭を支拂せらる
 二、 四月二十一日より正日之十四日迄二十四日間を継張期間と
 するは四月二十日事業継張の豫め綴籍の結果
 三、 聯合販賣店主の簿に付入額市内の簿一萬円の綴籍を許す
 四、 綴籍原因
 五、 綴籍継張日 四月二十四日
 六、 綴籍継張日 四月二十四日
 七、 綴籍継張日 四月二十四日
 八、 綴籍継張日 四月二十四日
 九、 綴籍継張日 四月二十四日
 十、 綴籍継張日 四月二十四日
 十一、 綴籍継張日 四月二十四日
 十二、 綴籍継張日 四月二十四日
 十三、 綴籍継張日 四月二十四日
 十四、 綴籍継張日 四月二十四日
 十五、 綴籍継張日 四月二十四日
 十六、 綴籍継張日 四月二十四日
 十七、 綴籍継張日 四月二十四日
 十八、 綴籍継張日 四月二十四日
 十九、 綴籍継張日 四月二十四日
 二十、 綴籍継張日 四月二十四日
 二十一日、 綴籍継張日 四月二十四日
 二十二、 綴籍継張日 四月二十四日
 二十三、 綴籍継張日 四月二十四日
 二十四、 綴籍継張日 四月二十四日
 二十五、 綴籍継張日 四月二十四日
 二十六、 綴籍継張日 四月二十四日
 二十七、 綴籍継張日 四月二十四日
 二十八、 綴籍継張日 四月二十四日
 二十九、 綴籍継張日 四月二十四日
 三十、 綴籍継張日 四月二十四日
 三十一、 綴籍継張日 四月二十四日
 三十二、 綴籍継張日 四月二十四日
 三十三、 綴籍継張日 四月二十四日
 三十四、 綴籍継張日 四月二十四日
 三十五、 綴籍継張日 四月二十四日
 三十六、 綴籍継張日 四月二十四日
 三十七、 綴籍継張日 四月二十四日
 三十八、 綴籍継張日 四月二十四日
 三十九、 綴籍継張日 四月二十四日
 四十、 綴籍継張日 四月二十四日
 四十一、 綴籍継張日 四月二十四日
 四十二、 綴籍継張日 四月二十四日
 四十三、 綴籍継張日 四月二十四日
 四十四、 綴籍継張日 四月二十四日
 四十五、 綴籍継張日 四月二十四日
 四十六、 綴籍継張日 四月二十四日
 四十七、 綴籍継張日 四月二十四日
 四十八、 綴籍継張日 四月二十四日
 四十九、 綴籍継張日 四月二十四日
 五十、 綴籍継張日 四月二十四日
 五十一、 綴籍継張日 四月二十四日
 五十二、 綴籍継張日 四月二十四日
 五十三、 綴籍継張日 四月二十四日
 五十四、 綴籍継張日 四月二十四日
 五十五、 綴籍継張日 四月二十四日
 五十六、 綴籍継張日 四月二十四日
 五十七、 綴籍継張日 四月二十四日
 五十八、 綴籍継張日 四月二十四日
 五十九、 綴籍継張日 四月二十四日
 六十、 綴籍継張日 四月二十四日
 六十一、 綴籍継張日 四月二十四日
 六十二、 綴籍継張日 四月二十四日
 六十三、 綴籍継張日 四月二十四日
 六十四、 綴籍継張日 四月二十四日
 六十五、 綴籍継張日 四月二十四日
 六十六、 綴籍継張日 四月二十四日
 六十七、 綴籍継張日 四月二十四日
 六十八、 綴籍継張日 四月二十四日
 六十九、 綴籍継張日 四月二十四日
 七十、 綴籍継張日 四月二十四日
 七十一、 綴籍継張日 四月二十四日
 七十二、 綴籍継張日 四月二十四日
 七十三、 綴籍継張日 四月二十四日
 七十四、 綴籍継張日 四月二十四日
 七十五、 綴籍継張日 四月二十四日
 七十六、 綴籍継張日 四月二十四日
 七十七、 綴籍継張日 四月二十四日
 七十八、 綴籍継張日 四月二十四日
 七十九、 綴籍継張日 四月二十四日
 八十、 綴籍継張日 四月二十四日
 八十一、 綴籍継張日 四月二十四日
 八十二、 綴籍継張日 四月二十四日
 八十三、 綴籍継張日 四月二十四日
 八十四、 綴籍継張日 四月二十四日
 八十五、 綴籍継張日 四月二十四日
 八十六、 綴籍継張日 四月二十四日
 八十七、 綴籍継張日 四月二十四日
 八十八、 綴籍継張日 四月二十四日
 八十九、 綴籍継張日 四月二十四日
 九十、 綴籍継張日 四月二十四日
 九十一、 綴籍継張日 四月二十四日
 九十二、 綴籍継張日 四月二十四日
 九十三、 綴籍継張日 四月二十四日
 九十四、 綴籍継張日 四月二十四日
 九十五、 綴籍継張日 四月二十四日
 九十六、 綴籍継張日 四月二十四日
 九十七、 綴籍継張日 四月二十四日
 九十八、 綴籍継張日 四月二十四日
 九十九、 綴籍継張日 四月二十四日
 一百、 綴籍継張日 四月二十四日

法人 對馬會 福岡出張所
 法人 協調會 福岡出張所

2、 右期間中止メ紙一購讀を断はらるゝを生したる場合は一戸
 毎に辨償金として金二十五銭を差引くこと。
 日午後一時約二十名集合、從來の待遇條件に不満を唱ふると
 共に此の上の辨償金制度設置には絶対反対すべしとて、左の
 要求書を作成同日午後四時之を中央區販賣店主原田勇に提出
 午後六時迄回答を希望し一同大藏青年會館に引籠つたのであ
 る。
 八、 要求條項並に解決狀況
 次の要求書を受けた聯合販賣店側に於ては直ちに右原田店主
 方に集合對策協議の結果左の解決條件を以て説得に努めたと
 ころ、一時罷業の空氣さへ見えた本件も二十四日午前二時半
 に至り漸やく解決することゝなつた。